

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「北区役所ホームページトップページ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	北区役所ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/kita/
	ホームページの内容	北区における暮らしに関わる情報、区基本計画・運営方針、市民しんぶん区版等を紹介しています。
	アクセス数	月間アクセス件数 約 6,868 件（PV 数）※令和 6 年平均 （このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません）
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 （詳細な位置については指定できません）
	広告データ	・縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル ・ファイル形式は、G I F（アニメ不可、透過型不可）又は J P E G ・データ容量は、1 バナーにつき 20 キロバイト以内 ・バナーから広告主のホームページへは直リンク可能とします。
	枠数	24 枠
	その他の仕様	・ALT 属性は自由に設定することができます。 ・点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・広告枠に、次の文章を掲載します。 「（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。 広告をクリックすると、別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告掲載期間	① 1 次募集分（年間契約） 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ② 2 次募集分（随時契約） 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間中、各月の初日から 1 箇月を単位とした任意の期間 掲載開始時間は指定できません。また、各月の初日が本市の休日に当たるときは、翌営業日からの掲載になる場合があります。
	広告料金（税込み）	① 年額 36,000 円／枠 ② 月額 3,200 円／枠 広告掲載契約締結後、京都市から納付書を送付しますので、30 日以内に広告料を一括納付してください（分割は不可）。
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、データで入稿してください。入稿までに、広告原稿案の事前審査を行います（内容により、修正等をお願いする場合があります）。

	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の 1 週間前
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。 その他の申込資格等の詳細については、「京都市広告事業のご案内」のホームページを確認してください。
	申込方法	所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に持参するか、Eメール、ファックス又は郵送により提出してください（申込期間内必着）。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を申込書と併せて提出してください。詳細については「京都市広告事業のご案内」のホームページを確認してください。
	申込期間	① 令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 3 月 3 日（月）まで ② 令和 7 年 3 月 4 日（火）から随時受け付けます。 申込み（必要書類の到着）から掲載開始まで 2 週間程度かかります。 書類を持参する場合は、本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）受け付けます。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については「京都市広告事業のご案内」のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告データについては、事前に審査を行います。（内容により、修正等をお願いする場合があります。）また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 同一期間に同一広告主の広告を複数掲載はできません。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。） ・ 掲載中 の広告の取下げ（契約の解除）は、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に、広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 掲載する広告内容等が広告掲載基準から逸脱している場合は、広告の内容を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	申込み・問い合わせ先	京都市北区役所地域力推進室（担当：藤井・石坂・田口） 〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町 33-1 電話番号 075-432-1199 FAX 番号 075-432-0388 Eメール kita-ku@city.kyoto.lg.jp